

# 伊予市例規集が

## インターネットで閲覧できます

例規集には、伊予市の条例や規則規程が掲載されています。市では、1月1日からこの例規集を市のホームページで公開。インターネットで閲覧できるようにしました。

例規集は、市が行う業務や市民に対して行うサービス、それにもなった市民の権利や業務などについて、条例や規則として定めたものをまとめたものです。ホームページで公開されている例規



トップページの「例規集」をクリック!



例規集を検索できるページへ移動します。ここから検索してください。

URL [http://www.city.iyo.ehime.jp/d1w\\_reiki/reiki.html](http://www.city.iyo.ehime.jp/d1w_reiki/reiki.html)  
※インターネットエクスプローラー4.0以降のブラウザで閲覧できます。

集には、全13編で構成される体系により検索ができる目次検索と、題名読み仮名の五十音の指定により検索ができる五十音索引検索の機能があり、たくさんの方の条例などの中から、素早く必要な情報を見つけることができます。これを機会に、ぜひご利用ください。

なお、従来どおりの加除式例規集(冊子)も市役所等に設置しています。市役所や各地域事務所、市立図書館でご覧ください。

### 裁判員制度 ひとくちメモ

裁判員制度とは、国民の皆さんに、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを、裁判官と一緒に決めてもらう制度です。平成21年5月までにこの制度が始まります。

裁判員が参加する裁判の事件は、一定の重大な犯罪が対象です。例えば、殺人罪や強盗致死罪、傷害致死罪、放火罪、誘拐罪などがそれにあたります。

裁判員は、裁判において有罪かどうか、有罪の場合にはどのような刑罰にするかを決める権限が与えられます。裁判員と裁判官は、お互いに自分の意見を述べ、またお互いの意見をよく聴いて議論を尽くします。このように裁判員は、刑事裁判の公判審理に出席し、裁判官と一緒に裁判を行うので、証

人や被告人に対して、必要な尋問や質問を行うこともできますので

国民の皆さんからこの裁判員を選挙方法は、まず、市町村にある選挙人名簿から翌年の候補者をくじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作られます。つまり、選挙権を有する人(20歳以上の国民であれば、原則として)誰でも選ばれる可能性があります。この名簿に載った人には、翌年に裁判員として選ばれる可能性があることとの連絡がいくことになっています。次に、裁判の日が決まると、その事件の裁判員候補者が、裁判員候補者名簿の中からくじで選ばれます。選ばれた人は、その事件の裁判に裁判員として出席することになります。

では、実際に裁判員がどのくらい必要なのかというと、松山地方裁判所を例にすると、平成16年度裁判員制度を導入していた場合の対象事件数は27件、1事件につき6人の裁判員が必要ですので、合計162人必要ということになります。この人数が松山地方裁判所管内の市町で割り振られ、裁判員として裁判に関わることになるので